

平成23年3月30日
資源エネルギー庁

太陽光発電の余剰電力買取制度における 平成23年度の買取価格の決定について

経済産業省は、平成21年11月から開始された「太陽光発電の余剰電力買取制度」について、平成23年度に適用される余剰電力の買取価格を決定しましたので、お知らせいたします。

平成23年4月から適用される買取価格は、住宅用（10kW未満）は42円/kWh、非住宅用等は40円/kWh（ダブル発電の場合、住宅用：34円/kWh、非住宅用等32円/kWh）です。

1. 太陽光発電の余剰電力買取制度

平成21年11月から太陽光発電の余剰電力買取制度が開始されました。平成22年度までに電力会社へ契約申込みを行った場合の買取価格は、住宅用（10kW未満）は48円/kWh、非住宅用等は24円/kWh（ダブル発電の場合、住宅用：39円/kWh、非住宅用等：20円/kWh）での買取価格が10年間適用されることとなっております。

2. 平成23年度における買取価格

本年1月及び2月に開催された総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会（委員長：柏木孝夫東京工業大学統合研究院教授）における審議と、その後実施したパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、大臣告示（非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準）の改正を行い、本日付けで公布されました。

平成23年度に新たに契約申込みがなされた場合の買取価格は、住宅用（10kW未満）は42円/kWh、非住宅用等は40円/kWh（ダブル発電の場合、住宅用：34円/kWh、非住宅用等：32円/kWh）となります。

※平成23年度における非住宅用等の買取価格40円/kWhについて

平成23年度に非住宅用等へ新たに太陽光発電を導入して契約申込みがなされた場合の買取価格は、①新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと、②平成23年度中に太陽光発電が新たに設置されたこと、がRPS認定等により確認された場合には、40円/kWhの買取価格が適用される。

※ダブル発電について

ダブル発電とは、太陽光発電の設置に加えて、太陽光発電以外の自家用発電設備等を併設している場合をいう。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部再生可能エネルギー推進室長
渡邊 昇治

担当者：黒部、山下

電 話：03-3501-1511（内線 4455～8）

※制度に関する最新情報については、以下のホームページで随時更新
してまいります。

<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>